関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令要綱

- 1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により 関係政令の整備を行うこととする。
 - (1)特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保 の提供を求める場合の命令手続を規定することとする。(関 税法施行令第7条関係)
 - (2) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、 適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。 (関税暫定措置法施行令第 14 条関係)
- 2. 児童福祉法の改正により同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについて、給食用脱脂粉乳の軽減税率の対象から除くこととする。(関税定率法施行令第65条関係)
- 3. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和6年度の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
- 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条及び別表関係)
- 5. その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和6年4月1 日から施行することとする。(附則第1項関係)